

# 市税のコンビニ・郵便局収納

群馬県 安中市

人口：64,413人

面積：276.34km<sup>2</sup>

担当部署：企画課

## 概要

平成19年度より市税（市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税）を全国的な主なコンビニエンスストアで納付できるようにし（いわゆるコンビニ収納）、併せて関東地方及び山梨県の郵便局でも納付できるようにした。

## 選定理由

（群馬県コメント）

収納率が低下している中で、収納率をあげる方法の一つとしてコンビニ収納を進めるのは非常に効果的だと考える。さらに、コンビニ収納による利用者が朝や深夜に集中していることをみると、その効果はあるものと考えられる。

コンビニ収納を行っていない県内他市町村にもアピールができるものと考えられる。

## 背景

- 地方自治法施行令第158条の2の改正により、地方税の収納委託が可能となり、東京都や横浜市で先行導入され、その動きが全国の自治体に急速に拡大しつつあり、早晚導入することが目に見えていたこと。
- 納税者の利便性が飛躍的に高まり、低迷していた収納率の向上が期待できること。
- 税源移譲による住民税額の増と併せ納税環境整備を図ることが求められたこと。
- 農協支所機能が縮小され、納付場所が少なくなることに対応する必要があったこと。
- 郵便局でも利用できる要望が高まっていたこと。

## 具体的内容

事業費については、前年度の 18 年度においてシステム設計、納付書用紙設計等で 200 万円、19 年度以降ソフト及びハードリース料で年約 430 万円、総額 2,170 万円です。

収納代行業者の選定にあたっては、プロポーザル方式とし、事前調査表の提出を受け選定した候補業者 6 者について企画提案書提出、プレゼンテーション、選定委員会評点作業等を経て、業者決定まで約 2 ヶ月を要しました。

また並行して、郵便局取扱の承認事務を行いました。

## 取組中の課題・問題点

日本フランチャイズチェーン協会の定める取扱基準により、これまでのブックタイプの納付書から、各税目 1 期分が 1 枚の単票納付書となるため、例えば、国保税では一通の封筒の中で 8 期分 8 枚の納付書がバラバラになった状態で納税者に届くこととなり、納期と異なる納付書が使用されてしまう、納付したかどうか忘れてしまう、また領収書を紛失しやすいなど、納税者の管理が難しくなることが唯一最大のデメリットであると考えられます。

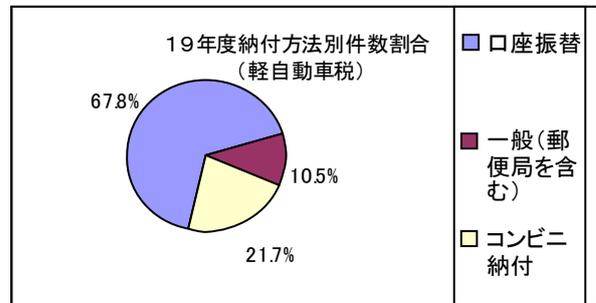
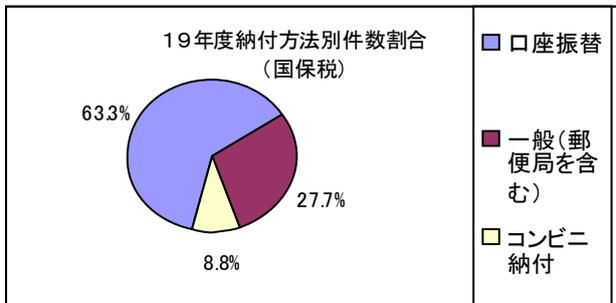
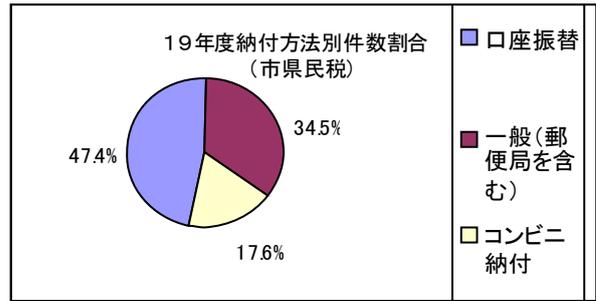
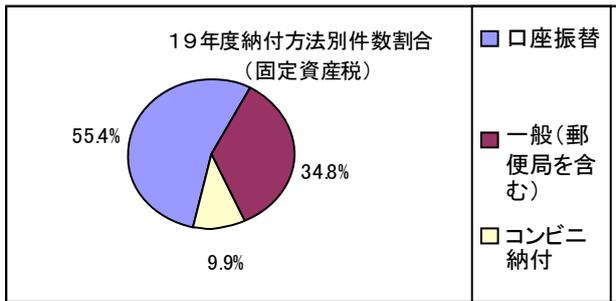
## 工夫点

上記記載のデメリットを極力なくすため、納付書と併せ PR チラシを同封し、また広報にコンビニ・郵便局収納の開始と注意事項を掲載するなど、コンビニ収納に伴う納税管理の注意徹底を周知しました。

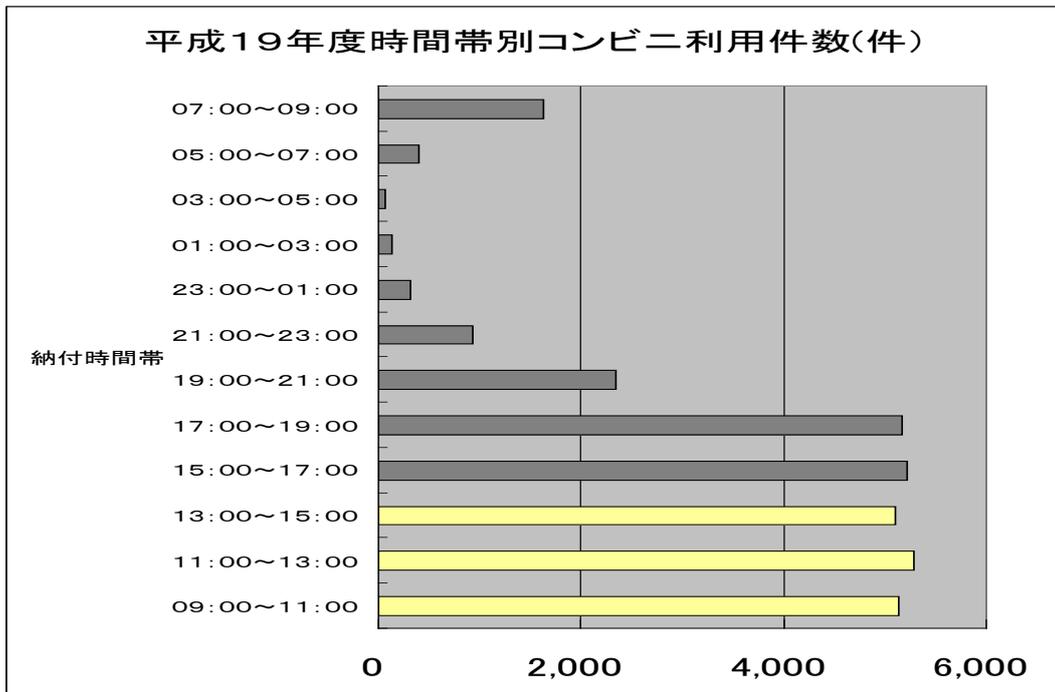
## 効果

平成 19 年度納付方法別の実績内訳は、4 税全体の件数ベースで、口座振替 58.0%、郵便局を含む金融機関での納付 30.5%、コンビニ利用 11.5%で、一般市税全体の収納率は前年対比+1.76%、国保税△0.22%となりました。ただし収納率変化がコンビニ収納導入によるものかどうかは検証困難です。(次頁参考)

【参考：市税4税の納付方法別内訳割合】



また、コンビニ収納における時間帯別利用割合で見ると、金融機関営業時間外の利用が約51.1%ありました。



24時間曜日に関係なく納付できる環境は、納税者にとっては飛躍的なサービス向上につながり、また収納サイドからは「忙しくて納税できない」等の言い訳を与えず、滞納処分がしやすくなるといった面もあります。

コンビニ収納データ(速報データ)は店頭納付日の翌日午後には端末に届き、USBメモリー経由で収納消し込みされるため、納付確認がスピーディであるメリットもあります。

## 住民（職員）の反応・評価

市政モニターの方から、上記記載のとおり、バラバラの納付書の取り扱いづらさ、管理しづらい点を指摘され、いままでのブックタイプ納付書に戻してほしいとの意見がありましたが、この問題は導入前から唯一のデメリットとして想定したもので、納税環境向上というメリットの方がデメリットを上回ると判断し導入した旨を回答しました。

大方の納税者からは便利になったと好評をいただいております、また期別納付が困難な分割納付希望者にもコンビニでの納付が可能な再発行納付書で対応できます。

## フォローアップ

今後税以外の下水道使用料及び介護保険料にも導入していく予定です。

## 今後の課題

コンビニ店舗店員の取扱誤りによる納付誤謬やトラブルが数件ありましたが、これについては各店舗において注意していただくほかありません。

## 今後取り組む自治体に向けた助言

コンビニ収納は既に相当数の自治体において導入されていますが、小規模自治体においては取扱件数のスケールメリットを活かせず、結果契約単価が高くなるため、導入にあたってはコスト計算をしっかりと行うことが重要であると考えます。

また収納代行会社は主に金融機関係と電算系の会社があり、中には税収納を営業範囲に入れていないところや、税収納を扱いたい経験と税知識の不足から税のコンビニ収納代行を敬遠している会社もあるように見受けられ、また取扱単価もまちまちですので、よく調査して業者委託をすることが賢明だと思います。

## アドレス

<http://www.city.annaka.gunma.jp/>